

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月12日 07時25分ごろ
発生場所	兵庫県南あわじ市沼島漁港 沼島港西防波堤灯台から真方位076° 210m付近 (概位 北緯34° 10.2′ 東経134° 49.1′)
事故の概要	旅客船しまちどりは、出航中、防波堤法面に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年5月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 しまちどり、56トン 141851、沼島汽船株式会社（A社）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に曲損及び船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、旅客20人を乗せ、船首を北東方に向けた入船左舷着けの状態から、船長が出航操船を開始した。</p> <p>本船は、船首尾の係留索を放して離棧したところで、左舷側に約10m/sの北西風を受け始めた。</p> <p>本船は、船長が、船尾配置の機関長から北西風が強く吹き始めた旨の報告を受けたものの、平穏時と同様に後進しながら右回頭させ、船尾を北西方に向けたのち、右舵一杯として左舷機を前進に、右舷機を後進にし、船首を港口に向けようと右回頭を試みたが、風を右舷正横から受けて南東方に存在する石積み防波堤（以下「本件防波堤」という。）方向に圧流され始めた。</p> <p>船長は、乗客の安全確保及び船体の損傷軽減のために無理な回頭を断念し、本船を圧流されたまま本件防波堤の法面に接舷させることとし、乗客に着席するよう指示した。</p> <p>本船は、本件防波堤の法面に乗り揚げたが、約15分後に風が収まったので、自力で発航した棧橋に着棧した。</p> <p>船長は、船長職を執って約10年の間、本事故時のような気象条件下での出航操船を経験していなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.5mであった。</p>
分析	本船は、出航中、船長が、北西風を受けて港内での回頭を断念した際、本事故時のような気象条件下での出航操船を経験していなかった

	<p>ことから、平穩時と同様の操船を行い、南東方に圧流されて本件防波堤に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が出航中、船長が、北西風を受けて港内での回頭を断念した際、本事故時のような気象条件下での出航操船を経験していなかったため、平穩時と同様の操船を行い、南東方に圧流されて本件防波堤に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A社は、本事故後、代表取締役、安全統括管理者及び全船長が話し合い、次のとおり再発防止策をまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風向及び風速を常に把握し、その時の状況に応じた操船方法を確立し、各船長で操船方法を確認し合う。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、A社の再発防止策を遵守し、気象状況に応じた操船方法をふだんから確認しておくこと。